

南九州市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会設置
要綱

令和2年12月22日
告示第230号

(設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) 審査に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 鹿児島森林管理署職員
- (2) 鹿児島県南薩地域振興局林務水産課職員
- (3) 鹿児島県森林整備公社職員
- (4) 耕地林務課長
- (5) 耕地林務課林務係長

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了までとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(職務)

第5条 委員長は、耕地林務課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決する。ただし、可否同数となったときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、耕地林務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。